第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債		
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	１年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。

純資産の部

科目		備考
大科目	小科目	
基本金		
	第１号基本金	第13条第１項第１号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第２号基本金	第13条第１項第２号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第３号基本金	第13条第１項第３号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第４号基本金	第13条第１項第４号に掲げる額に係る基本金をいう。

繰越収支差額		
	翌年度繰越収支差額	

（注）１　小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

２　会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。